

# 令和2年度（令和1年分） 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の課税方式の申出書

令和 年 月 日

(宛先) 名張市長

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑨ 電 話 ( ) - \_\_\_\_\_

私は、以下の確認事項に同意のうえ、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額について、所得税及び復興特別所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択し、市民税・県民税申告書にて申告した内容で課税されることを申し出ます。

## 【確認事項】

- この申出書は、各年度の納税通知書が送達される日までに提出する必要があります。
- 以下の所得については、申告不要制度を選択することはできませんので、申告の有無にかかわらず市民税・県民税の課税対象となります。
  - 上場株式等以外の配当所得等
  - 上場株式等に係る配当所得等のうち、大口株主等（発行済株式等の3%以上を保有する方）が支払を受けるもの
  - 一般株式等（上場株式等以外の株式等）に係る譲渡所得等
  - 一般口座の上場株式等に係る譲渡所得等
  - 源泉徴収を選択しない特定口座（簡易申告口座）の上場株式等に係る譲渡所得等
  - 源泉徴収を選択する特定口座（源泉徴収口座）の上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告する場合の、同一口座の配当所得等
- 記載いただいた項目（所得金額や繰越損失額、配当割額控除額等）に誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で市民税・県民税を課税することがあります。
- この申出書を提出したことにより、医療費控除等の一部所得控除について、所得税における控除額と市民税・県民税における控除額に差異が生じる場合があります。
- 添付書類
  - 市民税・県民税申告書
  - 所得税の確定申告書の控えの写し一式  
（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」及び「確定申告書付表」を含みます）
  - 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に関する書類の写し  
（例）特定口座年間取引報告書、源泉徴収口座以外の配当等の支払通知書など

## 所得税及び復興特別所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択する所得金額等

|                                    | 令和1年分所得税及び復興特別所得税の<br>確定申告書に記載した金額 | 令和2年度分市民税・県民税申告書<br>に記載した金額 |
|------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------|
| 配当所得<br>(総合課税分)                    | 第一表の⑤（確定申告書Aの場合は③）の金額<br>円         | ① 申告書（表面）の⑤の金額<br>円         |
| 上場株式等の譲渡所得等<br>(申告分離課税分)           | 第三表の⑥⑤の金額<br>円                     | ② 申告書（分離課税等用）の⑩①の金額<br>円    |
| 上場株式等の配当所得等<br>(申告分離課税分)           | 第三表の⑥⑥の金額<br>円                     | ③ 申告書（分離課税等用）の⑩②の金額<br>円    |
| 令和1年分で差し引く<br>繰越損失額（※）             | 第三表の⑧⑦+⑧⑧の金額<br>円                  | ④ 繰越控除明細書の③の金額<br>円         |
| 令和2年分以後に繰り越される<br>株式等に係る譲渡損失の金額（※） | 第三表の⑧⑧の金額<br>円                     | ⑤ 繰越控除明細書の④の金額<br>円         |
| 配当割額控除額                            | 第二表の住民税（・事業税）に関する事項欄の金額<br>円       | ⑥ 申告書（裏面）の15の金額<br>円        |
| 株式等譲渡所得割額控除額                       | 第二表の住民税（・事業税）に関する事項欄の金額<br>円       | ⑦ 申告書（裏面）の15の金額<br>円        |

(※) この欄の金額が所得税及び復興特別所得税と市民税・県民税と異なる場合、必ず「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」を記載のうえ、一緒に提出してください。

以下、市(町)記入欄

|     |  |  |  |  |     |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|
| 180 |  |  |  |  | 184 |  |  |  |  |
| 181 |  |  |  |  | 150 |  |  |  |  |
| 182 |  |  |  |  | 156 |  |  |  |  |
| 183 |  |  |  |  |     |  |  |  |  |

|    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| AC |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 併  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 特  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 普  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|     |   |
|-----|---|
| 処理日 | / |
| 処理者 |   |